



2025年2月5日

各 位

会社名 株式会社山形銀行
代表者名 取締役頭取 佐藤 英司
(コード番号 8344 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画部長 石沢 卓司
T E L 023-623-1221

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の導入に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、2025年2月5日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	2025年3月19日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当行普通株式 445,600株
(3) 処 分 価 額	1株につき1,279円
(4) 処 分 総 額	569,922,400円
(5) 処 分 先	野村信託銀行株式会社 (山形銀行従業員持株会専用信託口)
(6) 処 分 方 法	第三者割当の方法による
(7) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当行は本日開催の取締役会において、人的資本経営の一環として、また、従業員に対する当行の中長期的な企業価値向上のインセンティブの付与と、福利厚生を拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当行の恒常的な発展を促すことを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。

本プランの概要につきましては、本日付『「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の導入について』をご参照下さい。本自己株式の処分は、本プランの導入のため設定される野村信託銀行株式会社(山形銀行従業員持株会専用信託口)に対し行うものであります。

処分する株式の数については、山形銀行従業員持株会(以下、「本持株会」といいます。)の買付実績(直近の月例買付、賞与買付及び配当再投資の実績額)を年次換算した額を年間買付予定額として、信託設定期間(約2年7ヶ月)における本持株会の買付予定額を算出し、これを処分価額で除した株数であります。

また、本自己株式の処分により希薄化は生じるものの、割当予定先である山形銀行従業員持株会専用信託口から本持株会へ毎月少しずつ譲渡される為、本自己株式の処分による影響は軽微であり、希薄化の規模は合理的であると考えております。なお、希薄化の規模は次のとおりとなります。

発行済株式数（2024年9月30日時点）	32,500,000株	1.37%
総議決権数（2024年9月30日時点）	319,913個	1.39%

信託契約の概要

- 委託者： 当行
 受託者： 野村信託銀行株式会社
 受益者： 受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至りません。）
 信託管理人： 当行の従業員より選定
 信託契約日： 2025年2月5日
 信託の期間： 2025年2月5日～2027年9月22日
 信託の目的： 当行持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
 議決権行使： 受託者は、信託管理人の指図に基づき当行株式の議決権を行使します。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分は従業員株式所有制度である本プランの導入を目的としております。払込金額（処分価額）につきましては、恣意性を排除した価額とするため2025年2月4日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当行普通株式の終値である1,279円としております。取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、上記処分価額の決定方法は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとなっております。この価格の東京証券取引所における当行普通株式の終値平均からの乖離率（小数点第三位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

期 間	終値平均(円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月（2025年1月6日～2025年2月4日）	1,015円	26.01%
3ヶ月（2024年11月5日～2025年2月4日）	991円	29.06%
6ヶ月（2024年8月5日～2025年2月4日）	1,015円	26.01%

当行の監査等委員会（社外取締役3名を含む4名で構成）は、上記処分価額について、本自己株式の処分が本プランの導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当行普通株式の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上